

第 8 9 回 岡山市第二農業委員会総会議事録

- 1 招集の日時 平成30年9月18日(火) 午前10時00分
- 2 開会の日時 平成30年9月18日(火) 午前 9時41分
- 3 閉会の日時 平成30年9月18日(火) 午前10時 7分
- 4 会議の場所 岡山市東区西大寺南一丁目2番4号 岡山市東区役所3階 多目的ホール
- 5 委員の番号及び氏名並びに出席, 欠席の別

定数10名 出席10名 欠席0名

議席番号	氏 名	出欠の別	議席番号	氏 名	出欠の別
会長(2)	浮田 孝允	出	6	串田 修	出
職務代理者(5)	岸本 博	出	7	今東 徳雄	出
1	上岡 耕一	出	8	難波 勝利	出
3	大森 美也子	出	9	延澤 強哉	出
4	奥田 哲也	出	10	雪本 泰嗣	出

6 農業委員以外の出席者

農地利用最適化推進委員 中区協議会副会長 三宅 利彰

東区協議会長 岡崎 章二

事務局 参事監 箕浦 勝宏 農地担当課長 佐藤 孝司

農地担当課長補佐 竹田 了久 農地担当係長 入江 貢

副主査 橋本 聡実 副主査 清水 洋子

7 傍聴者 0名

8 議 題

第1号議案 農地関係申請等について

申請等(1) 農地法第3条の規定に基づく許可申請について

(2) 農地法第5条の規定に基づく許可申請について

(3) 農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出について

報 告(1) 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届について

(2) 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届について

(3) 農地法第18条第6項による合意解約通知について

(4) 農地改良届について

第2号議案 農政関係等について

全 員 ありません。

議 長 次に東区の説明を、お願いします。

橋本副主査 1 ページ 3 番、受贈による所有権移転です。受人は現在、約 8 8 アール耕作しており非耕作地はありません。取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をもみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積 4 0 アールを超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。

4 番、増反による所有権移転です。受人は現在、約 3 9 アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をもみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積 3 0 アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上です。

議 長 東区協議会の協議の様様を岡崎協議会長さん、ご報告願います。

岡崎推進委員 3 番、4 番の 2 件について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見となっています。引き続きのご審議を、お願いします。

議 長 協議会の報告がありました。委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 ありません。

議 長 それでは申請等（1）は 1 番から 4 番の 4 件を、許可と決定してよろしいか。

全 員 よろしい。

議 長 それでは申請等（1）は 4 件を、許可と決定します。

次に、申請等（2）農地法第 5 条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。

事務局から中区の説明を、お願いします。

清水副主査 2 ページ 1 番、申請地は、農地の広がり 1 0 ヘクタール未満の 2 種農地と判断され、転用目的は露天駐車場で所有権を移転します。受人は現在、隣接地で自動車教習所を営んでおり、事業拡大に伴い、駐車場が不足するため、申請地を露天駐車場に転用しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

2 番、申請地は農地の広がり 1 0 ヘクタール未満の 2 種農地と判断され、転用目的は自己専用住宅で所有権を移転します。受人は現在、南区古新田の借家に夫婦で住んでおりますが、家財道具も増え、手狭になったため、夫の実家に近く、祖母の面倒が見やすい申請地を祖母から所有権移転して自己専用住宅に転用しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積・被害防除計画等，一般基準上も問題ないと考えます。

以上です。

議 長 中区協議会の協議の様様を三宅協議会副会長さん，ご報告願います。

三宅推進委員 1番，2番の2件について協議したところ，事務局の説明のとおり許可意見としています。引き続きのご審議を，お願いします。

議 長 協議会の報告がありました。委員さん，何かご意見がありますか。

全 員 ありません。

議 長 次に東区の説明を，お願いします。

橋本副主査 2ページ3番，平成30年5月14日付けで農振除外済みで一時転用中の案件です。申請地は農地の広がり10ヘクタール以上の1種農地と判断され，転用目的は露天駐車場の敷地拡張で使用貸借権を設定します。受人は現在，申請地に隣接する土地で運送業を営んでいますが，事業の拡大に伴い保有する車が増え従業員駐車場を含めても手狭となったため，車の出し入れに便利のよい隣接地を借り受けて露天駐車場として一時転用中で，今後も引き続き使用するため永久転用許可を受けるものです。1種農地ですが，既存敷地の拡張に該当し，例外的に許可が可能です。転用面積，被害防除計画等，一般基準上も問題ないと考えます。

4番，申請地は駅から300メートル以内の3種農地と判断され，転用目的は露天駐車場で所有権を移転します。申請人は現在，申請地に隣接地する土地で医療法人社団藤田病院を営んでいますが，医療事務従事者の増員に伴い駐車場が不足したため，申請地を譲り受けて露天駐車場に転用しようとするものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積，被害防除計画等，一般基準上も問題ないと考えます。

5番，申請地は農地の広がり10ヘクタール以上の1種農地と判断され，転用目的は分家住宅で使用貸借権を設定します。申請人は現在，東区古都南方の父所有の家に家族7人で居住していますが，子供の成長で家財道具が増え手狭となったため，父の耕作地に近く，農業の手伝いに便利な父所有の申請地を借り受けて分家住宅を建築しようとするものです。1種農地ですが，集落に接続した住宅に該当し，父親の農地で外に代替地がなく例外的に許可が可能です。転用面積，被害防除計画等，一般基準上も問題ないと考えます。

以上です。

議 長 東区協議会の協議の模様を岡崎協議会長さん、報告願います。

岡崎推進委員 3番から5番の3件について協議したところ、事務局の説明のとおり許可意見として
います。引き続きのご審議を、願います。

議 長 協議会の報告がありました。委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 ありません。

議 長 それでは申請等(2)の1番から5番までの5件を、許可と決定してよろしいか。

全 員 よろしい。

議 長 それでは申請等(2)の5件を、許可と決定します。

次に申請等(3)農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出について、事務局から説明を
願います。

清水副主査 3ページ1番から4ページ8番までの8件で、権利取得の事由はすべて相続、権利の
種類は所有権、内容をご覧のとおりです。あっせん等の希望は、すべて無しです。

以上は各地区協議会では、いずれも受理意見となっています。

以上です。

議 長 以上の説明について何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは、申請等(3)農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出について、8件
を受理と決定します。

次に報告について、事務局から説明をお願いします。

橋本副主査 報告(1)4条届については、5ページ1番から6番の6件です。転用目的は自己住宅が1件、
露天駐車場が1件、長屋住宅が1件、共同住宅が1件、分譲住宅地が1件、共同住宅の駐車場が
1件で、専決日は備考欄のとおりです。

報告(2)5条届については、6ページ1番から8番の8件です。転用目的は自己住宅が3件、
賃貸住宅及び通路が1件、分譲住宅地が2件、露天駐車場が1件、物品販売店舗が1件で、専決
日は備考欄のとおりです。

報告(3)18条第6項の規定による合意解約通知については、7ページ1番から8ページ4
番の4件です。解約理由は、すべて耕作目的で、離作料は記載のとおりです。

報告(4)農地改良届については、9ページ1番から3番の3件で、内容は普通野菜畑が2件、
果樹園及び普通野菜畑が1件です。

以上です。

議 長 これらの報告について、ご質問はありませんか。

全 員 ありません。

議 長 何もないようでしたら以上で第1号議案，農地法関係申請等は終了します。
続きまして第2号議案，農政関係等について事務局から説明をお願いします。

事務局 7月豪雨災害義援金，農業委員・農地利用最適化推進委員等の公務災害補償制度保険への加入，県農業会議市町村農業委員・推進委員研修会，農業委員・推進委員合同視察研修の実施，被災農業者向け経営体育成支援事業について説明する。

岸本職務代理者 それでは何か，ご意見等がありますか。なければこれで，終わりたいと思います。本日は，お忙しいところ，第二農業委員会総会にご出席いただき，慎重審議ありがとうございました。これもちまして，閉会といたします。

閉会 午前10時 7分

以上議事の顛末を記録して相違ないので署名捺印する。

議 長

署名委員

署名委員